

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4K6Z23C02060		4LAF2AF0009 0001				GRD-Z000950		
品名 または 件名								
精密砲弾用射撃指揮装置（改）による性能調査役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
市ヶ谷				陸幕 装計部 開発				
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期				
				令和7年10月31日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年7月31日（水）14時00分 中央会計隊入札室（E—1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（課税対象額と非課税対象額の合計金額）のうち課税対象額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の課税対象額の110分の100に相当する金額と非課税対象額の合計金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」
「特定費目の代金の確定に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び

休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）

カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 當銘（とうめ）（TEL：03-3268-3111内線47555）

（FAX：03-5269-5135（直通））

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部装備計画部開発課 川岸 （TEL：03-3268-3111内線41774）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
精密砲弾用射撃指揮装置（改）による 性能調査役務	GRD-Z000953	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和6年5月23日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装計部開発課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、精密砲弾用射撃指揮装置（改）による性能調査役務（以降、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1 精密砲弾

イタリア共和国 Leonardo S. p. A社が市販するVULCANO155mGLRシリーズの砲弾をいう。

1.2.2 射撃指揮装置（改）

イタリア共和国 Leonardo S. p. A社が陸上自衛隊用に改修したPF-CU-Vulcano155mm PORTABLE FIRE COMMAND UNIT (Part Number: 1393-00-002) をいう。

1.2.3 射撃試験

精密砲弾及び射撃指揮装置（改）の実用性を検証するため、これらの砲弾及び機材を用い射撃を行い、その製品の性能及び安全性を確認することをいう。

1.2.4 要求元

陸上幕僚監部装備計画部開発課をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとし、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める事項と相違する場合には、この仕様書が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

入札及び契約心得（平成27年防衛装備庁公示第1号）

1.4 附属書

附属書A 試験実施項目

附属書B 審議会実施要領

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務は、陸上自衛隊用に改修した射撃指揮装置（改）の製品性能及び安全性について、陸上自衛隊が想定する試験への適性を評価するため、契約の相手方は附属書Aに示す精密砲弾及び射撃指揮装置（改）を用いて射撃試験を実施する。

なお、契約の相手方は射撃試験時の要求元の現地確認に係る他国間調整、企業間調整、射場調整及び現地における要求元の確認項目への支援を合わせて行う。

- a) この役務は、射撃指揮装置（改）の製品性能の試験評価のために実施する。
- b) 試験実施要領は、附属書Aによる。
- c) 契約の相手方は、防衛省及び自衛隊の任務並びに規則に関して十分な知識をもつ。
- d) 契約の相手方は、役務の履行において日本語での対応を基準とする。ただし、対応が困難な場合は通訳を手配する。

2.2 役務の内容

2.2.1 実施計画書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、実施組織、実施日程（ガントチャート）、試験実施要領（試験目的、試験場所、各試験実施項目に対する目標的の大きさ及び発射弾数を含む細部要領）、情報保全体制、品質管理体制、リスク管理体制及びその他必要事項を含んだ実施計画書を作成し、審議会において妥当性の審議を経た後、陸上幕僚監部装備計画部開発課に提出する。

2.2.2 射撃試験

2.2.2.1 射撃試験準備

契約の相手方は、実施計画書に基づき試験用火砲、操作用機材及び計測器材を準備する。

2.2.2.2 射撃試験

- a) 契約の相手方は、実施計画書に基づき、試験用火砲の操作等を行い、附属書Aに示す試験実施項目等に基づき必要なデータ取得を行う。
- b) 実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、実施計画書による。
- c) 射撃試験期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、官との調整による。
- d) 契約の相手方は、試験に伴う発生材の処理を行うものとする。
- e) 契約の相手方は、試験終了後、収集データを整理及び解析し成果報告書を作成し、審議会において妥当性の審議を経た後、陸上幕僚監部装備計画部開発課に提出する。

2.3 審議会

審議会は、附属書Bによる。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、実施計画書による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約担当官等が定める監督・検査要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1とする。

表1－提出書類

名称	部数	提出期限	提出先	備考
実施計画書 ^{a) b)}	1部	契約後、速やかに	陸上幕僚監部装	
成果報告書 ^{a) b)}	1部	審議会後、速やかに	備計画部開発課	
注 ^{a)} 言語は日本語を標準とする。なお、英文図書を引用する場合は、原文のままでもよい。 注 ^{b)} 提出は電子媒体（DVD-R）とし、同時期に提出することとされている提出書類については、複数の提出書類を1つの電子媒体に格納して提出してもよい。ただし、電子データ形式は、Microsoft WORD2007以降、EXCEL2007以降、図面はPDFとする。				

4.2 官側の支援

契約の相手方は、次に示す事項について、必要により、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 提出書類の作成に、官側が必要と認めた資料などの提示に関する事項
- b) その他官側が必要と認めた事項

4.3 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の8.2による。

4.4 秘密保全

秘密保全は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2の6.1によるほか、この役務により知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。

4.5 業務の実施組織

契約の相手方は、この役務の実施にあたって次の組織を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議する。

- a) 契約の相手方は、試験用火砲、精密砲弾、射撃指揮装置（改）、使用装薬、試験実施射場に関する知見を有する組織を確保すること。
- b) 履行に必要な情報を取り扱うとともに契約を履行するために必要となる、業務に従事する個人（以下、「作業実施者」という。）を十分に確保すること。
- c) b)項の作業実施者がこの役務を履行できる経験、業績等をもつこと。
- d) b)項の作業実施者が、c)項に掲げるもののほか、履行に必要又は有用な、もしくは背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等をもつこと。
- e) b)項の作業実施者が他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- f) この役務の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た情報を適切に管理できること。

4.6 検査に必要な資料

契約の相手方は、検査に必要な資料を官側の要求によって、閲覧に供する。

4.7 検討会

契約の相手方は、官側の主催する2回の検討会に参加する。なお、契約の相手方の求める地域で検討会を実施する場合は、官側に対し必要な通訳等その他の支援を実施する。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

附属書 A

試験実施項目

A.1 適用範囲

この附属書は、試験において要求する項目について規定する。

A.2 試験実施項目

試験実施項目は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表A.1による。また、契約相手方は射撃指揮装置（改）を使用し精密砲弾の弾種、装薬、信管及びレーザー照射装置は表A.2による。契約の相手方は、表A.1、表A.2を含む試験に伴うすべての器材及び資材を用意するものとする。

A.3 成果報告項目

成果報告項目は試験実施項目の番号順とし、確認項目の実施状況を証することができるよう射撃指揮装置（改）及びレーザー照射装置の各入力数値、気温・気圧・風速等火砲射撃に必要な環境情報、各発射弾の初速、弾着位置、精度についてデータを記録するとともに、確認項目及び備考の内容を証することのできる各種撮影を実施し、成果報告にまとめるものとする。

この際、気象条件や当該国の情勢等やむを得ない状況により、試験実施項目を射撃期間内に実施できない場合、その理由を付し追加社内試験等により成果報告項目に必要なデータを成果報告として提出することができる。

表A.1—試験実施項目

番号	試験項目	番号	確認項目	備 考
1	射程性能	1－1	精密砲弾（表 A.2 番号 3）を射距離（15 km ± 2.0 km）でレーザー照射装置（表 A.2 番号 8）を用い射撃・弾着できること。	
		1－2	精密砲弾（表 A.2 番号 4）を射距離（15 km ± 2.0 km）で射撃・弾着できること。	
		1－3	精密砲弾（表 A.2 番号 3）を射距離（60 km 以上）でレーザー照射装置（表 A.2 番号 8）を用い射撃・弾着できること。	
		1－4	精密砲弾（表 A.2 番号 4）を射距離（60 km 以上）で射撃・弾着できること。	
2	威力性能	2－1	精密砲弾（表 A.2 番号 1）	

			を射距離（40km±2.0km）でレーザ照射装置（表 A.2 番号8）を用い射撃・弾着し，製品指定の威力を担保できること。	
3	誘導性能	3-1	精密砲弾（表 A.2 番号3）を射距離（40km±2km）でTLE※を利用し，レーザ照射装置（表 A.2 番号8）を用い射撃・弾着できること。	※TLE（Target Location Error）：射撃指揮装置（改）で設定した位置情報と目標位置情報に差分を設け，IRやSALの誘導性能を検証すること。距離について，官側と協議の上，決定するものとする。
		3-2	精密砲弾（表 A.2 番号4）を射距離（40km±2km）でTLE※を利用し，射撃・弾着できること。	
4	安全性	4-1	試験時に製品指定の弾着危険区域内に着弾していること。	射撃試験は射撃統制装置（改）を使用し，安全性能に影響がないことを確認する。
		4-2	誘導シーカーの起動及び誘導性能に影響ないこと。	

表A.2—精密砲弾の弾種、装薬及び信管

番号	品名	カタログ製品名	部品番号
1	155mm精密砲弾SALりゅう弾	イタリア共和国 Leonardo S. p. A VULCANO155mmGLR-HE SAL	1379010 03
2	155mm精密砲弾IRりゅう弾	イタリア共和国 Leonardo S. p. A VULCANO155mmGLR-HE IR	1379010 05
3	155mm精密砲弾SAL特てん弾	イタリア共和国 Leonardo S. p. A VULCANO155mmGLR-SAL in e r t	1379010 33
4	155mm精密砲弾IR特てん弾	イタリア共和国 Leonardo S. p. A VULCANO155mmGLR-IR ine r t	1379010 35
5	155mm精密砲弾無誘導特てん弾	イタリア共和国 Leonardo S. p. A VULCANO155mmBER TP-ine r t (Dummy)	1373090 01
6	155mm精密砲弾装薬	イタリア共和国 Leonardo S. p. A 又はドイツ連邦共和国 RHEINMETALL NITROCHEMIE社 Propelling Charge DM92	DM92
7	155mm精密砲弾火管	イタリア共和国 Leonardo S. p. A Percussion Primer Tubular DM191A1 又は スイス連邦 RUAG社 Propellant Charge Primer M191A1 Percussion	DM191A1 又は M191A1
8	155mm精密砲弾レーザ照射装置（測距機能付）	イタリア共和国 Leonardo S. p. A TYPE 163	T163

附属書B

審議会実施要領

B.1 適用範囲

この附属書は、この役務に関わる審議会の実施要領について規定する。

B.2 目的

審議会の目的は、契約の相手方が作成する成果報告書（案）について妥当性を評価するものとする。

B.3 審議会の構成及び所掌事項

B.3.1 審議会の構成

審議会の構成は、議長、議長補佐及び構成員とし、細部は次による。

- a) 議長は、陸上幕僚監部装備計画部開発課長が指名する者とする。
- b) 議長補佐は、陸上幕僚監部装備計画部開発課長が指名する者とする。
- c) 構成員は、陸上幕僚監部装備計画部開発課担当者のほか、議長が指名するもの並びに契約の相手方の定めるところによる。
- d) 官側の組織改編等によって部署名などが変更された場合は、官側の指示による。

B.3.2 所掌事項

- a) 議長は、審議会を統括する。
- b) 議長補佐は、議長を補佐し、会議を運営する。
- c) 構成員は審議会への参加、必要な事項の調整及び事務を実施する。

B.4 審議会実施計画

審議会の実施計画は、表B.1による。

表B.1－会議実施計画

名称	審議内容	開催場所	実施回数	時期
試験審議会	実施計画書	陸上幕僚監部	1回	契約後、1ヵ月以内に
成果審議会	成果報告書	陸上幕僚監部	1回	別に示す。

注記 審議会の前に事前調整を行うとともに、審議会では議事録作成する。

B.5 審議会の開催申請

契約の相手方は、自ら作成した計画に基づき、通常、審議会の開催希望日の3週間前までに、希望する会議名称、会議内容、日程及び場所を記載した審議会開催申請書を1部作成し、契約担当官等を通じ陸上幕僚監部装備計画部開発課に提出する。

B.6 審議会の通知

議長補佐は、審議会実施計画を作成して契約の相手方に通知するとともに、審議会の構成員の所属長に写しを送付する。

B.7 審議会の実施

議長は、審議会実施計画によって審議会を実施する。

B.8 審議会後の処置

議長は、審議会の結果に基づき、次の処置を実施する。

- a) 仕様書に基づく技術的事項、実施計画等に関する指示及び勧告
- b) 既に認可した技術的事項を更に改善する場合の指示及び勧告

B.9 審議会結果の通知

契約の相手方は、通知された事項について所要の処置を実施する。

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4LAF2AF0009	契約実施計画番号	4K6Z23C02060
-------------	-------------	----------	--------------

金額 円

(税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
精密砲弾用射撃指揮装置(改)による性能調査役務	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	市ヶ谷		納入期限(工期)	令和7年10月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 7 月 31 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委 任 状 (入札等)

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和 6 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者